

金山南ビルと金山駅





金山のランドマーク

金山駅南口を出てすぐ右手に立地する当ビルは、日本を代表するホテルブランドのANAクラウンプラザ・ホテルグランコート名古屋、アメリカ・ボストン美術館の唯一の姉妹館である名古屋ボストン美術館、まちづくりの情報発信拠点である名古屋都市センター、地下駐車場(347台)が入った超高層の複合型ビルです。1999年に賑わいの創出をコンセプトに建設され、金山のランドマークとして親しまれています。

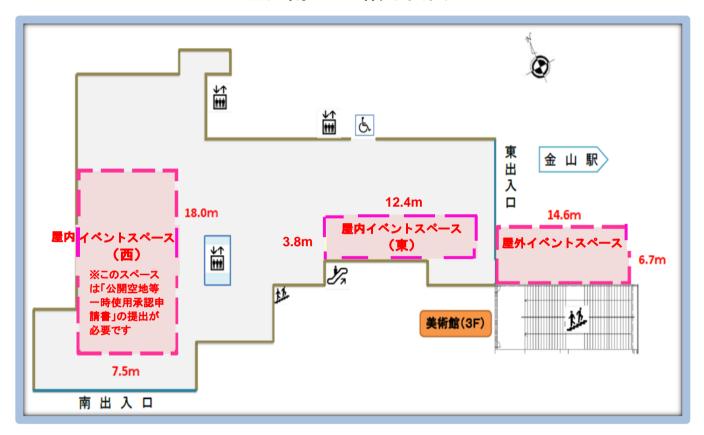
ビル1階部分には吹き抜けのインターコモン(屋内公開空地)やオープンカフェが設置されており、賑わいと憩いの空間を創出しています。

43万人が集うステーション

金山駅は1日に約43万人※が利用する大規模な総合駅です。JR・地下鉄・名鉄の三線が通る当駅は、名古屋城や中部国際空港など主要スポットに繋がっているため利便性に優れ、利用者の数は毎年増加しています。駅周辺にはアスナル金山などの商業施設や、熱田神宮・名古屋国際会議場・市民会館などといった文化施設があり、多くの方が足を運ばれています。 ※平成26年現在。

イベントスペース

金山南ビル1階平面図



金山南ビルには屋内イベントスペース(東・西)と、屋外イベントスペースの、3つのイベントスペースがあり、ご利用 基準は以下のようになっています。

◆使用可能時間

- •午前9時から午後8時まで(原則)
- ・連続使用は5日以内(原則)
- ・使用時間には、会場の準備(搬入・搬出等)/設営/リハーサル/撤収等の時間を含みます。

◆使用基準

- ① イベント、コンサート、展示会、大道芸、公演、公開放送等周辺の賑わいづくりに寄与する行為
- ② 公共公益に資する行為
- ③ 物販又はサービス提供等の商品取引を伴う行為については、それ自体を目的とするものでなく、①又は②に伴い提供されるものに限るものとします。

屋内イベントスペース(西)(公開空地)





1階に設置された**屋内イベントスペース(西)**(公開空地)は、思わず見上げたくなるような開放的な4層吹き抜け空間です。当スペースでは、コンサートや作品展といった、ホテルや美術館の雰囲気に合わせたイベントが行われています。パーテーションで区切って展覧会を行ったり、ステージとして利用することが可能です。

面積	135m ² (18.0m × 7.5m)
天 井 高	約17m
使 用 料 (消費税等別途)	基本料金:40,000円 2日目以降1日毎料金(5日目まで):10,000円/日
設備	照明バトン 2か所 バトン 1か所 コンセント2個口 2か所
貸出物品	音響設備(パワーアンプ付ミキサー/スピーカー2本/マイク)/ 立て看板/パンフレットスタンド/ベルトパーテーションなど
使用例	パネル展/車両展示/コンサート/キャンペーン活動など
通行量	約1.5万人/日

屋内イベントスペース(東)





屋内イベントスペース(東)は、金山南ビル東出入口すぐの場所に位置し、ビルを往来する人々の目に留まるスペースです。通路を確保する必要があるため、観客が多く集まるようなイベント等ではなく、パネル展示や作品展として利用することが可能です。

面積	47.12 m² (3.8 m × 12.4 m)
天 井 高	約10m
使 用 料 (消費税等別途)	基本料金:20,000円 2日目以降1日毎料金(5日目まで):5,000円/日
設 備	コンセント 1か所 ※延長コード要
貸出物品	立て看板/パンフレットスタンド/ベルトパーテーションなど
使用例	パネル展など
通行量	約1.5万人/日

屋外イベントスペース





屋外イベントスペースは、金山駅南口の駅広場に面する屋外スペースです。屋外ですが、軒下のため、多少の雨でも気にすることなく、イベントを実施することができます。また、人通りが多く、視認性抜群のスペースであることから、幅広い世代に発信したいイベントの開催に最適です。

公開空地ではないため、企業PRの場としてもご利用いただけます。

面積	97.82m² (6.7m × 14.6m)	
天 井 高	10m	
使 用 料 (消費税等別途)	基本料金:20,000円 2日目以降1日毎料金(5日目まで):5,000円/日	
設備	コンセント 1か所 ※延長コード要	
貸出物品	音響設備(パワーアンプ付ミキサー/スピーカー2本/マイク)/ 立て看板/パンフレットスタンド/ベルトパーテーションなど	
使用例	パネル展/車両展示/コンサート/キャンペーン活動/企業PRなど	
通 行 量	金山駅南口通行量 約5万人/日 (金山駅乗降客数 1日約43万人 平成26年度現在)	

予約から終了までのフロー

申し込みは使用希望日の6か月前の月の1日から、1か月前の月の1日まで 申し込み、お問い合わせ受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。

◆お問い合わせ

- ・企画案がまとまりましたら、まずはお電話等にて空き状況を管理室にお問い合わせください。
- 申込みは原則として先着順になります。

(金山南ビル管理室)

名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル10階 (公財)名古屋まちづくり公社 金山事業課 金山南事業係

電話 (052)684-2700 FAX (052)684-1691

◆使用内容の確認

内容について確認させていただきますので、企画書を金山南ビル管理室までお持ちください。

◆書類等のお渡し

使用の可否をお知らせいたします。使用を決定した場合は下記の書類をお渡しいたしますので、記載後管理室へご提出願います。

- ①使用申請書 · · · 企画書、配置図面添付
- ②催物開催届···警備要員編成表、企画書、配置図面添付
- ③公開空地一時使用承認申請書・・・・企画書、配置図面添付 ※屋内イベントスペース(西)を使用する場合
- ④消防用空地一時使用届 ※搬出入に必要な場合
- ※②、③については正副2部ご提出ください。

◆関係諸官庁への申請

②、③については、管理室の承認後、各関係諸官庁へご提出ください。その後、各関係諸官庁の許可を受けた書類の複写したもの(図面等資料部分を除く)を、管理室にご提出ください。

•催物開催届

名古屋市中消防署予防課(052)231-0119

- ·公開空地等一時使用承認申請書 住宅都市局 建築指導課 市街地建築係 (052)972-2918 (名古屋市役所西庁舎2階)
- ※イベント内容によっては、警察・保健所等に申請が必要な場合もございますので、ご確認お願いいたします。 愛知県警察 中警察署 (052)231-0110 名古屋市中保健所 (052)265-2250

◆使用許可書等の発行

・関係諸官庁の許可を確認後、使用許可書、見積書及び請求書を発行いたします。

◆使用料金の支払

- ・使用料を使用開始日の1週間前までに、指定口座にお振り込みください。
- 使用料入金の確認をもちまして使用の確定とさせていただきます。
- ※振込手数料は申込人側でご負担をお願いします。
- ※指定期日までに入金がなかった場合は、申込人の都合により取消したとみなし、使用の許可を取消させていただきます。
- ※申込人のご都合により取消した場合には、使用開始日の30日前から前日までは使用料の50%、当日は使用料100%の取消料をいただきます。

◆設営・撤去時の注意

- ・設営及び撤去の際には、別紙使用規則に記載の事項を遵守し、特に下記の事項について注意してください。
- ①歩行者の安全、通行の確保(点字ブロックを阻害しないこと)
- ②大きな音がする工具等の使用禁止
- ③器具、床、柱等の養生
- 4)火気厳禁

◆イベント開催

- ・使用時間は、原則として午前9時から午後8時までとします。
- ・使用時間には開場の準備(搬入・搬出等)/設営/リハーサル/撤収等の時間を含みます。当日の時間延長は原則として認められませんのでご注意ください。
- ・使用中は別紙使用規則に記載の事項を遵守し、特に歩行者の安全、通行の確保(点字ブロックを阻害しない -
 - と)に十分注意してください。

◆撤去後の原状回復

- 撤去後は原状回復等を行い、下記の点を確認してください。
- ①器具、床、柱等の毀損、汚損がないか確認
- ②貸出物件の返却

ご 使 用 規 則

金山南ビル特定箇所使用規則

公益財団法人 名古屋まちづくり公社

金山南ビル特定箇所使用規則(以下「本規則」という。)は、 公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「公社」という。)が 管理する総合設計制度に基づき設置された公開空地である金山南 ビルのインターコモン及び共用部分の空地(以下「インターコモン等」という。)内において、各種イベント等を開催するにあた り名古屋市総合設計制度指導基準に規定する「公開空地等の一時 使用」の条項を遵守するとともに通行者の歩行の安全を期すため の安全基準並びに使用に関する手続きについて定めたものです。

(目的)

第1条 本規則は、「金山南ビル管理規約」第9条第2項の規定 に基づき、インターコモン等の一時使用について必要な事項を定 めるものです。

(使用基準)

- 第2条 インターコモン等を一時的に使用する場合(以下「イベント等」という。)の使用基準は次のとおりとします。
 - (1) イベント、コンサート、展示会、大道芸、講演、公開放送 等周辺の賑わいづくりに寄与する行為
 - (2) 公共公益に資する行為
 - (3)物販又はサービス提供等の商品取引を伴う行為については、 それ自体を目的とするものでなく、前各号に伴い提供される ものに限るものとします。
- 2 パーテーション等で仕切ってその中でイベント等を実施する場合は、そのパーテーション等の高さは原則として1.5メートル以内とします。
- 3 インターコモンの天井等に設置されている吊りフックの使用 に関する基準は、別に定めるものとします。

(使用の範囲)

- 第3条 使用できるスペース(以下「イベントスペース」という。)は、屋内イベントスペース(西)、屋内イベントスペース(東)及び屋外イベントスペースの3箇所とし、それぞれ別図の範囲とします。
- 2 前項の範囲は、管理上の都合により変更する場合があります。 また、屋内イベントスペース(東)は、音楽、パフォーマンスな ど集客性の高いイベント等の使用を制限します。

(使用の不許可)

- 第4条 公社は、イベントスペースを使用する者(以下「使用者」という。)又はイベント等の内容が次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しません。
 - (1) 日常の自由な通行・利用を妨げる行為及び公共の福祉に反する行為等のおそれがあるとき
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき
 - (3) 公共施設としての品位保持の妨げとなるおそれがあるとき
 - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員と認められるとき
 - (5) インターコモン等の管理上、支障となるおそれがあるとき
 - (6) その他の公共公益を害するおそれがあるとき

(使用申請の手続)

- 第5条 使用者は、使用希望日の6ヶ月前の属する月の1日から 1ヶ月前の属する月の1日までの間に公社へ申請するものとしま す。但し、他に使用を希望する方がない日については、これ以降 の申請であっても受け付けます。
- 2 前項の申請は、「イベントスペース使用申請書(第1号様式)」に必要事項を記入のうえ、イベント等の企画書(内容、図面等)を添付し提出してください。
- 3 同一日の使用を希望とする方が複数ある場合は、先着順による優先とします。
- 4 公社は、申込内容を審査し使用を許可するか否か決定します。
- 5 公社は、使用を許可するときは「イベントスペース使用許可書(第2号様式)」、「見積書(第3号様式)」及び「請求書(第4号様式)」を使用者に交付します。

- 6 使用者は、使用にあたり事前に公社と協議を行うとともに、 関係機関への申請等の必要がある時はその手続きを行ってください。その場合、申請書等の写しを公社に提出するものとします。
- 7 使用者は、第5項の書類の交付を受けたときは、原則として 使用予定日の1週間前までに第7条に基づく使用料を支払うもの とします。

(使用期間及び使用時間)

第6条 イベントスペースの使用期間は原則として5日間以内と し、使用時間は原則として午前9時から午後8時までとします。

(使用料)

第7条 イベントスペースの使用料は次表のとおりとし、使用者 は消費等を加算して負担するものとします。

区分	使用料		
△ 万	基本額	2 日目以降の加算額	
屋内イベントスペース(西)	40,000円	10,000円/日	
屋外イベントスペース(東)	20,000円	5,000円/日	
屋外イベントスペース	20,000円	5,000円/日	

- 2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる者の使用は無償とします。
- (1) 金山南ビル区分所有者
 - (2) 金山南ビル占有者
 - (3) 金山南ビル管理協議会(以下「協議会」という。)
 - (4) 前各号との共同使用者

(禁止事項)

- 第8条 使用者は、イベントスペースの使用にあたり次の各号の 行為をしてはなりません。
 - (1) 公序良俗に反すること
 - (2) 通行者の歩行の障害となること
 - (3) 通行者にまとわりついたり、威圧を加えたりその他通行者に不快感を与えること
 - (4) 点字ブロックを塞ぐこと
 - (5) 許可された用途、目的以外に使用すること
 - (6) 火気又は発火性・爆発性のある物など危険な行為をすること
 - (7) 騒音、振動又は悪臭をともなうようなこと
 - (8) ドラム、アンプを利用した音量の大きい音楽等を行うこと
 - (9) インターコモン等及びその付帯物を汚損又は毀損するおそれのあること若しくは第三者に損害を与えること
 - (10) 所定の場所以外での展示、貼付及びビラの配布を行うこと
 - (11) 物販が主目的であると認められる催物を行うこと
 - (12) 募金及び勧誘活動を行うこと
 - (13) 特定の宗教又は政党を支持し、若しくは反対することを目的とする催物を行うこと
 - (14) 動物の持込み及び繋留をすること
 - (15) 酒類の提供及び飲食物の販売等をすること(試飲、試食を含む。但しパッケージされた商品のサンプリングは除く。)
 - (16) 大きな音を出して設営をすること
 - (17) インターコモン等の管理上、支障があると認められる行為をすること
 - (18) その他占有者等に悪影響を与えること

(イベント等の管理責任)

- 第9条 使用者は、イベント等の管理について次の各号の事項を 遵守してください。
 - (1) イベント等の開催中は、適宜必要な人員を配置し、雑踏警備、防犯活動、初期消火活動その他の業務に従事させるよう 配置すること。
 - (2) イベント等の開催が2日以上の期間にわたって行われる場合、当日の開催が終了した後は、貴重品その他盗難のおそれがある物を搬出し、周囲の清掃を行って退出すること。また、イベント等の会場内に据え置いた物品については、できる限り1ヶ所にとりまとめたうえロープ張りなどをして通行者の歩行区分と明確に分別すること。この場合、警備要員を付する必要があるときは予め公社にその旨を届け出ること。但し、午前1時から午前6時までの間はインターコモンを施錠閉鎖するので警備要員も退去させること。なお、公社は展示物等の破損、盗難等の責任は負わないものとします。

- (3) イベント等の終了後は、使用した物品その他をすべて搬出し、 インターコモン等にこれらを遺棄しないこと。また、配布した ビラ等が床面に散在するなど美観を損なうような場合には会場 及び周辺の清掃をすること。
- (4) 工作物等を搬入・設置した場合は、イベント等の終了後速やかに撤去し、当日のうちに原状に回復したうえ開催場所の返還をすること。
- (5) その他、公社の指示に従うこと。
- 2 イベント等の終了後、使用者は前項第3号及び第4号に掲げる行為を行ったうえ遅滞なく公社に対し終了した旨を口頭にて報告してください。
- 3 前項の終了報告の後、公社は第1項第3号及び第4号の行為が適切に行われたか否かを検査するものとし、不適切な場合には使用者に対しさらに適切な行為をするよう指示するものとします。

(使用許可の取消し)

- 第10条 公社は、次の各号のいずれかが生じたときは、使用開始 の前後を問わず使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) イベント等の内容が申請書類の記載内容と異なることが判明したとき
 - (2) 使用者が第8条(禁止事項)又は第9条(イベント等の管理 責任)に列記する事項を遵守しないとき
 - (3) 期限までに使用料の支払いがないとき
 - (4) その他公社の指示に従わないとき
- (5) インターコモン等の管理上、やむを得ない事由が生じたとき
- 2 前項第1号、第2号及び第4号の事由により使用許可が取消された場合は、納付された使用料は返金しません。また、前項第5号の事由により取り消された場合は、納付された使用料を全額返金するものとします。

(使用解約の手続き)

- 第11条 使用者は、使用の許可を受けた後に使用者の都合で使用 を解約するときは「使用解約届(第5号様式)」に必要事項を記入 のうえ、公社に提出してください。
- 2 前条により解約された場合、次の区分でキャンセル料を申し受けます。

区分	キャンセル料
使用予定日の30日前から前日までの間の解約	使用料の 50%相当額
使用日 (当日) の解約	使用料の100%相当額

3 前項にかかわらず、台風接近に伴う安全確保、感染予防対策な ど使用者の責任によらない事由により解約された場合はキャンセル 料を免除します。この場合、前条第1項第5号に該当するとして、 納付された使用料を全額返金できるものとします。

(原状回復)

- 第12条 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用開始後において第10条第1項第1号、第2号及び第4号の事由により使用許可を取り消された時は、使用者の責任及び負担により直ちに使用箇所を原状に回復し、公社の点検を受けるものとします。
- 2 使用者が前項の原状回復をしない場合は、当該使用者の負担に おいて公社が行うことができるものとします。

(損害賠償)

第13条 使用者は、イベントスペースの使用に伴い金山南ビルの 構築物、付属設備又は備品を毀損又は汚損し、若しくは第三者に損 害を与えた場合は、使用者が一切の責任を負い、その損害を賠償す るものとします。

(公社の責任外事項)

第14条 公社は、自然災害その他公社の責任によらない事由により使用者が受けた損害については、その責を負わないものとします。

(規定外事項)

第15条 イベントスペースの使用に関し本規則に定めがない事項 並びに疑義のある事項については、公社の指示に従う事とします。

関係諸官庁への届出

- ①ご使用前の打ち合わせと併せて、使用者は事前に関係諸官庁への 届出を行い、コピーを1部ご提出ください。
- ②万一届出不備のため、開催不能となった場合、公社では責任を負いません。またこの場合、使用料の返還はいたしません。

名古屋市中消防署予防課

☎ ⟨052⟩ 231-0119

愛知県警察 中警察署

☎ ⟨052⟩ 241-0110

名古屋市中保健所

☎ ⟨052⟩ 265-2250

住宅都市局 建築指導課 市街地建築係

☎〈052〉972-2918(市・西庁舎2階)

名鉄ビルサービス株式会社

7 (052) 684-1692

●申込み・連絡先

名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル10階 公益財団法人 名古屋まちづくり公社 金山事業課

A (052) 684-2700